

## 市長公室

### 秘書広報課

- (1) 市長及び副市長の秘書に関すること。
- (2) 市長会に関すること。
- (3) 儀式及び交際に関すること。
- (4) 栄典及び表彰に関すること。
- (5) 市広報紙、市ホームページその他行政事務に係る広報に関すること。
- (6) 市の魅力の発信に関すること。
- (7) 報道資料の収集及び提供並びに報道機関との連絡調整に関すること。
- (8) 市長公室の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長公室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

### 成長戦略課

- (1) 特命事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- (2) 官民連携の推進に関すること。

### 人事課

- (1) 職員の研修に関すること。
- (2) 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事管理に関すること。
- (3) 職員の賞罰に関すること。
- (4) 特別職の任免手続に関すること。
- (5) 職員任用委員会に関すること。
- (6) 人事制度及び給与制度の調査研究に関すること。
- (7) 職員の諸給与に関すること。
- (8) 退隠料及び扶助料に関すること。
- (9) 共済組合に関すること。
- (10) 職員団体に関すること。
- (11) 職員の福利厚生及び健康管理に関すること。
- (12) 職員厚生会に関すること。

## 人権くらしの相談課

- (1) 市政に対する要望その他広聴に関すること。
- (2) 市民相談に関すること。
- (3) 行政相談委員との連絡調整に関すること。
- (4) 意見公募に係る手続に関すること。
- (5) 消費者相談その他の消費生活の安定及び向上に関すること。
- (6) 消費者保護に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) 同和問題その他人権に関する施策(教育委員会の所掌に属するものを除く。)の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (8) 人権擁護委員との連絡調整に関すること。
- (9) 男女共同参画社会の形成に資する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (10) 非核及び平和の啓発に関すること。
- (11) 労働者の福祉の増進に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (12) 労働者に対する情報の提供、相談、能力開発その他労働者の福祉の増進を図るための措置に関すること。
- (13) 労働及び就労に係る関係機関との連絡調整に関すること。